

埼玉県後期高齢者医療運営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において、埼玉県後期高齢者医療運営検討委員会（以下「運営検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営検討委員会は、次の事項を審議し検討する。

- (1) 広域連合を構成する市町村（以下「関係市町村」という。）と広域連合とに係る後期高齢者医療制度の調査検討事項に関すること。
- (2) 広域連合の運営上必要な事項に関すること。
- (3) その他後期高齢者医療制度の運営上必要な事項に関すること。

(運営検討委員会の構成)

第3条 運営検討委員会は、次の各号のいずれかに該当する関係市町村の後期高齢者医療制度担当課長又は課長相当職をもって組織する。

- (1) 埼玉県市長会及び埼玉県町村会の正副会長市町村
 - (2) 人口30万人以上の市
 - (3) 別表に定める区分ごとに広域連合長が指定する市町村
 - (4) その他広域連合長が必要と認める市町村
- 2 運営検討委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、この期間内において、前項第1号の要件を欠くこととなった関係市町村の委員は、新たにその要件を満たすこととなった関係市町村の委員が選任される日まで任期が継続するものとする。
- 3 運営検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 5 運営検討委員会は、広域連合事務局長からの求めに応じて委員長が招集し、会議を主宰する。
- 6 運営検討委員会には、必要に応じて埼玉県職員、埼玉県国民健康保険団体連合会職員及び学識経験を有する者に意見を求めるため、会議に出席を依頼することができる。

(業務検討部会)

第4条 運営検討委員会に、第2条の所掌事項の詳細な項目を調査し検討するための業務検討部会を置くことができる。

2 業務検討部会の構成、検討事項、会議の実施方法等については、運営検討委員会での審議を経て、広域連合事務局長が別に定める。

(庶務)

第5条 運営検討委員会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営検討委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	該当市町村
さいたま・中央・南部・川越比企グループ	さいたま市、川越市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部・南西部グループ	所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、飯能市、日高市
利根・東部グループ	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
秩父・北部グループ	熊谷市、深谷市、寄居町、本庄市、美里町、神川町、上里町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町